



組合員の購読料は  
組合費に含まれます

荒川区西日暮里2-55-1  
国鉄労組東京地方本部  
発行責任者 石上浩一雄  
編集責任者 常盤達雄

No.1700 定価  
15円

2008年  
7月5日

国労加入を  
大胆に訴えよう

各級機関大会日程

◎ 第七六回定期全国大会  
七月三〇日(水)～三一日(木) 伊東・ホテル聚楽

◎ 第二二回国労東日本本部定期大会  
九月一二日(金)～一三日(土) ウェルシティ湯河原

和解を生かして組織拡大へ

全事件弁護士、各地区本部・支部、法対部長会議

六月一三日、港区・全国生衛会館に於いて、東京地本主催「全事件弁護士、各地区本部・支部、法対部長会議」が開催された。

今回の「全事件弁護士会議」は、本年三月二七日に中央労働委員会の場でJR貨物会社との七事件について一括和解が成立したもとの、今後の貨物職場での和解の趣旨を生かした取り組みの強化に向けた意思統一、一昨年のJR東日本会社との包括和解以降の今日までの職場における差別是正の取

り組み、組織の強化・拡大の取り組みなど、弁護士と討論を深め今後の職場活動に生かす会議と位置づけ開催された。

弁護士会議の前段として、各地区本部・支部代表、法対部長の参加をいただき、常盤教宣部長の司会で始まり、鴨田哲郎弁護士を講師に迎え、昨年の通常国会で成立した今年三月より施行されている「労働契約法」についての学習会を開催した。講演では「①成立した労働契約法には、置かれている状

況で使える法律でもあり、使い方の検討が必要、②労働契約の原則、就業規則との関係、③有期契約について、④施行された「法」は、不十分であり改正に向け、継続的に要求していくことが求められている」と強調された。講演を終了した。

学習会終了後の「全事件弁護士会議」は、稲荷法対部長の開会あいさつで始まり、座長に弁護士より宮里邦雄弁護士にお願いし、主催者を代表して石上地本執行委員長があ



マル枠内は、学習会講師の鴨田弁護士

今後の裁判日程

◎ 採用差別国労訴訟

第六回 八月一日(金) 一、二時

※ 九月三日(水) 一、二時～進行協議

第七回一〇月一五日(水) 一、三時～一五時

第八回一二月一七日(水) 一、三時～一五時

第九回〇九年三月四日(水) 一、三時～一五時

◎ 採用差別横浜人活訴訟

第八回七月一日一六時三〇分 横浜地裁

証人採否の決定予定

◎ 他の訴訟の動向

一 鉄建公団訴訟

東京高裁(第一七民事部) 七月一四日

二 全動労訴訟

東京高裁(第二四民事部)

三 鉄道運輸機構訴訟

東京高裁(第一四民事部)

連載企画 分会紹介 ④ 国労鉄研分会

少数ながらも労働条件を改善

一九八六年一二月に発足した「財団法人鉄道総合技術研究所」(以下「総研」と略)は

中央線国立駅北口にあり、運営の基礎はJR旅客鉄道会社六社運輸収入の〇・三五%、貨物会社運輸収入の

鉄道総合技術研究所全景

あり、組合の掲示板も多数派組合と同じ大

いさつを受け、その後、弁護士からの報告に移り、福田護弁護士より採用差別国労訴訟、横浜人活訴訟の進捗状況について、①国労訴訟については五回の口頭弁論が行われ、双方の主張が出揃った、②裁判長より次回口頭弁論の期日前に「今後の裁判について進行協議を行いたい」と提起され、今後の進み方や進め方、裁判所の考え方が出されてくる、③横浜人活訴訟は、国労訴訟より先行しており、次回証人の採否の決定以降証人尋問に入る、④最後に、弁護士として勝つために最大限努力をしていくとの決意が述べられた。

続いて、高木一彦弁護士より、三月二七日のJR貨物会社との一括和解について、①和解に至る経過、②貨物職場の組合員が和解内容について確信を持って行くのが重要、③和解で組織拡大の条件ができたと思うので、職場での取り組みを強化してほしい、と提起がされた。

包括和解以降の職場からの報告について、①指導車掌事件を品川車掌区分会の千葉分会長より、②昇進差別事件は、大井工場支部・大平委員長から報告がされた。

その後、松川地本書記長より①貨物の和解が成立して三か月、会社を変えようとするための議論が必要である。②和解を生かし、組織拡大につなげる取り組みを。③「法律相談」を東京地本主催で九月より定期開催していく、とのまとめを受け、最後に山本副委員長

の閉会あいさつで「全事件弁護士会議」を終了した。

〇・三五%、合計年間約一三〇億円。職員は約五三〇名であり、車両・土木・電気・情報・材料・環境・人間科学などの分野を対象に、研究・技術開発を行うことを目的としている。最近では気象庁と共同開発した早期地震検知手法が実用化されてきている。

日本国有鉄道の本社附属機関であった「鉄道技術研究所」時代は、国労鉄研分会が多数だったが、分割民営化時に少数とさせられ、現在は関連会社の職員も含めて四名の組合員で頑張っている。

# 地元国会議員に要請

## JR不採用問題



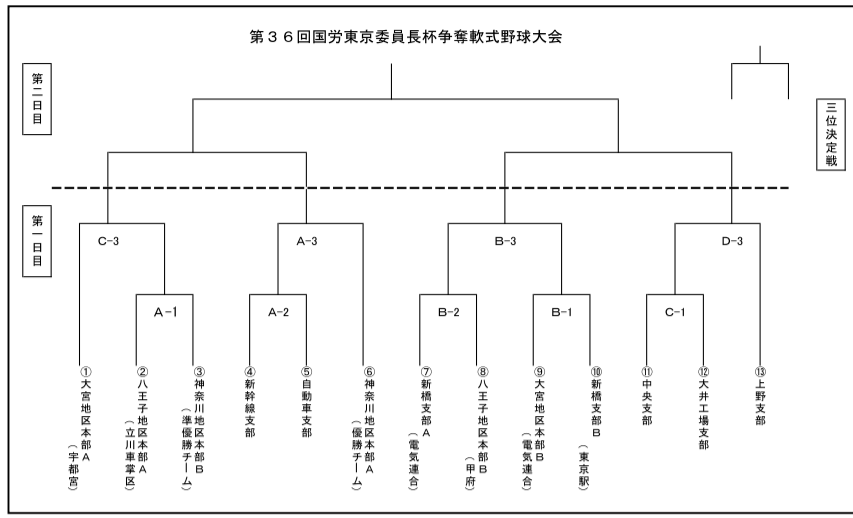
日森衆議院議員

東京地本は、JR不採用事件の政治的解決に向け六月二日と三日に分かれて、東京都・神奈川県・埼玉県・栃木県・山梨県の、東京地本管内関東地区選出の衆参国會議員一〇九名に対して「政府が早期解決を図るようにご尽力を」要請する行動を、本部提起の一環として取り組んだ。

二日間で延べ六〇名が参加したこの行動は、従前から国労本部主催で取り組まれていたが、地方毎に、より身近な国會議員に要請することによる効果を考えた取り組みとなった。

一日目の行動では、紹介議員としてご尽力いただいた日森衆議院議員(社会民主党)が、前段の意思統一に参加され「JR不採用事件の人的解決に全力で頑張る」と激励を受けた。一日目は新橋支部・八王子地区本部・大宮地区本部、二日目は上野支部・自動車支部・神奈川地区本部が参加し、二時間に及ぶ要請を行った。

こうした取り組みが、JR不採用事件の政治的解決に向かう一助となるように精一杯、衆参国會議員や秘書に訴えた。



去る六月二〇日、第三六回国労東京委員長杯争奪軟式野球大会の開催に向けたキャブテン会議が開催され、以下のように決定したので、全組合員に周知徹底すると共に、応援体制をつくり、一大イベントとしての野球大会を楽しもう!

開催日時

八月二一日(月) 第一試合～第三試合  
九月 四日(木) 決勝・準決勝、三位決定戦

九月一八日(木) 予備日  
場所 大井ふ頭中央海浜公園・大井スポーツセンター野球場



# 野球大会組み合せ決まる

東京モノレール「大井競馬場駅」下車  
試合日程

一日目 開会式 一〇〇〇〇～一〇〇三〇〇  
第一試合 一一〇〇〇～一二二三〇〇  
第二試合 一二二四〇〇～一四一〇〇〇  
第三試合 一四一三〇〇～一六〇〇〇〇  
準決勝 一〇〇〇〇〇  
二日目 決勝・三決 一二二三〇〇  
閉会式 一四一三〇〇

※ 各地区本部は二チーム、各支部は一チームを編成し、新橋支部は準備支部となるため恒例により二チーム。  
※ 選手宣誓は新幹線支部チーム。

六・二〇座間市  
六・二四秦野市  
六・二七伊勢原市

「JR不採用事件の人的解決に向けた自治体意見書採択に向けた取り組み」も同時に

こうした取り組みと併せて、各級機関は、「JR不採用事件の人的解決に向けた自治体意見書採択に向けた取り組み」も同時に

五月一六日から一八日、第三一回五一五平和行進が行われ、国労本部派遣として東京・水戸・盛岡・新幹線・近畿など九名が参加。又、各都道府県単位で平和運動センターなどから多くの国労組合員が参加した。

一日目、辺野古を出発する東コースに参加。出発式で上江洲団長からは「辺野古の美しい海岸は基地を作る為に今まで守ってきたのではない。生きる為におじい・おばあ達が守ってきた。キャンプシユワプのフェンスにかけられた全国からの檄を見て一層そう思います」。本木寛本土代表(全水道)からは「水道労働者として水や自然を汚す事に怒りを感じる。自然を壊すのは簡単。水を守る事は大変」との挨拶のあと出発。小雨の中、沖縄東海岸にそって四百人

が行進。昼食は宜野座村役場。村長から、村の半分が米軍基地になっている実態が報告された。行進は南下し金武(きん)町に入りキャンプハセンのゲート前で抗議集会。そして到着地点金武町営グラウンドへ。簡単に到着式を行い一八kmを歩き通した。

二日目、七百名に膨れ上がり沖縄市役所を出発。嘉手納基地を東側から北側へ、そして西側へと延々と続くフェンスに沿って行進。途中F一五戦闘機が爆音を上げて離陸。嘉手納町の安の見える丘で抗議集会。基地西側を南下し、沖縄戦で米軍の上陸地点だった北谷町砂辺で到着集会。北谷町長から「町の半分以上が米軍基地。住民の三割が米軍人だが住民登録もしていない。自動車税も減免。車庫証明も取らない。迷惑でしかない」。地元砂辺区長(自治会)から「おもいやり予算が結果的に砂辺区民の首を絞めている」等の報告があり、連日右翼が押寄せる中、整然と一四kmの二日目終了。

三日目は県企業局を出発、沖縄市・北中城村を南下。宜野湾市に入り、瑞慶覧(ずけらん)基地、普天間基地をみて「五・一五平和とくらしを守る県民大会」会場の宜野湾市海浜公園へ向かい一二kmを歩く。

大会には、行進を含め七千人が参加。沖縄平和運動センターの崎山議長から「基地機能強化・米兵による事件事故の問題」の報告・闘いの決意や、宜野湾市長、韓国からの参加者などから発言があり、全国で平和運動を展開する事を誓い閉幕した。



2008.05.15

並行的に進めているが、六月二〇日神奈川県座間市で、二四日には秦野市で、二七日には伊勢原市でも初めて決議が採択された。

二一年以上に亘る困難な生活をこれ以上放置して良いわけはない。政治の場における早期解決を求めたい。

復帰二周年「沖縄平和行進に参加  
地本教宣部長 常盤達雄

### 「がん」の生涯保障 (アフラックのがん保険 F(フォルテ))

保険期間：終身・契約年齢：0歳～80歳  
バリュープランS 2倍

初めて診断確定されたとき 診断給付金	がんの場合 一時金40万円 上皮内新生物の場合 一時金4万円
がんが診断確定されたあと生存しているとき ライフサポート年金(上皮内新生物は対象外)	1年につき 10,000円 年間20万円×4年間 *生存している場合
入院したとき 入院給付金	1日につき 20万円
手術したとき 手術給付金	1回につき 10,000円
5日以上継続入院後退院したとき 通院給付金	1日につき 10,000円
特定のがん治療で通院したとき 特定治療通院給付金(上皮内新生物は対象外)	1日につき 10,000円
技術料1回につき(1年間に5回まで、通算支払限度額700万円まで) 下記①～④以外の先進医療 実費/上限50万円	①固形がんに対する重粒子線治療 実費/上限320万円 ②悪性腫瘍に対する粒子線治療(*1) 実費/上限290万円 ③脊椎腫瘍に対する腫瘍脊椎骨全摘術(*2) 実費/上限210万円 ④HLA抗原不一致血縁ドナーからのCD34陽性造血幹細胞移植(*3) 実費/上限130万円
先進医療を受けたとき がん先進医療給付金	1回につき 15万円(1年間に1回まで)
先進医療を受けたとき がん先進医療一時金	10万円
がんが死亡したとき 死亡保険金	10万円

(\*)1) 固形がんに係るものに限る。(\*)2) 原発性脊椎腫瘍または転移性脊椎腫瘍に係るものに限る。(\*)3) HLA適合ドナーがないために造血幹細胞移植が受けられない小児のがんに係るものに限る。先進医療の給付金・一時金は、この契約には、限度があります。その他、アフラックの基準により限度額を定めています。

プレミアムサポート※ 訪問面談サポートと専門医紹介(このサービスは、株式会社 法研が提供するサービスです)

※ トータルケアプランS、バリュープランS2倍以上のプランにご契約の場合にご利用いただけます。

AF104-2008-0106 4月18日

### ◆月払保険料(団体取扱)保険料払込期間:終身 がん保険フォルテ:バリュープランS 2倍 入院日額1万円

35歳	45歳	55歳	65歳
3,038円	4,222円	5,810円	7,952円

(2008年4月1日現在)  
\*ご健康状態などによっては、お申し込みをお受けできない場合があります。  
◎詳しくは、パンフレット(契約概要)をご覧ください。

<引受保険会社>  
**Aflac** 系列法人第五支社  
〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル  
当社保険に関するお問い合わせ・各種お手続き  
コールセンター 0120-5655-95

<募集代理店>  
**アベニール 株式会社**  
電話 03-3437-6810 ファックス 03-3437-6822  
〒105-0004 東京都港区新橋5-15-5 交通ビル3F

<取りまとめ先>  
**(財)国鉄労働会館東京地方部**  
JR電話 054-2548 ファックス 03-3806-9275  
電話 03-3806-9264  
〒116-0013 東京都荒川区西日暮里2-55-1